

\ 令和8年4月から開始 /

こども誰でも通園制度のご案内

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育園などに通っていないお子さんを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件等を問わず、保育園などに通園できる制度です。集団生活の機会を通じて、保育園などに通っていないお子さんの育ちを応援します。



対象

0歳6か月から満3歳未満で、
保育所などに在籍していない
お子さん

利用料

1時間あたり **300円**

※その他の実費負担が、別途発生する場合があります。

※世帯状況により、利用料の減免があります。

利用可能時間

こども1人につき

月10時間まで

※利用は1時間単位です。

実施施設・実施日時

施設名	実施曜日	実施時間	住所	電話
溝口保育所	平日の月～金	8:30～11:30	伯耆町溝口 348	0859-62-1317

※伯耆町内では上記の施設で実施します。このほか、町外の施設も利用できます。

一時保育とのちがい

一時保育は、保護者の子育てへの負担軽減が主な目的の制度です。こども誰でも通園制度は、お子さんのより良い育ちを応援する制度です。

1か月の利用時間や利用料も異なります。

利用のための手
続きは、裏面また
はHPをご覧ください。
町ホームページ⇒



問い合わせ先

制度・認定申請のこと ▶▶ 伯耆町役場 福祉課 子育て支援室 電話 0859-68-5533

利用予約・面談のこと ▶▶ 実施保育所へご連絡ください

利用の流れ

STEP 1

利用認定の申請・認定証の受け取り

- ・「こども誰でも通園制度総合支援システム」(こども家庭庁運営サイト)から、利用するための認定申請をしてください。
- ・システムで申請された内容を、町が確認します。
- ・認定が決定したら、システム上で認定証を受け取ることができます。

STEP 2

こどもの情報の登録

- ・認定が決定したら、システムにログインし、こどものアレルギー情報や発育情報等、緊急連絡先などを入力してください。

STEP 3

事前面談の予約・事前面談をする

- ・システムで、事前面談の予約をしてください。
- ・保育所で、利用の事前面談をします。
- ・事前面談をしないと、利用はできません。

STEP 4

利用予約をする

- ・面談が終わったら、利用の予約ができます。
- ・システムで利用予約をしてください。

STEP 5

利用する

- ・予約した時間に利用できます。
- ・利用料は、翌月中旬頃に郵送する納付書で、役場又は銀行にてお支払いください。

＼ 認定申請はこちらから /
こども誰でも通園制度
総合支援システム



こども家庭庁が運営している
サイトです。ここから各種
申請ができます。

こんな時は、福祉課で手続きが必要です

- ・認定を受けた内容に変更がある場合(例えば、氏名・住所・電話番号の変更など)
→認定変更届出書を提出してください。
- ・認定要件に該当しなくなる・しなくなった場合(例えば、保育所に入所した・町外に転出したなど)
→認定消滅届出書を提出してください。

利用にあたっての注意事項

- ・利用時間内にミルクの提供が必要な場合は、保育所に事前にご相談ください。
- ・離乳が完了しているお子さんには、おやつを提供する場合があります。
- ・キャンセルする場合は事前に施設に連絡してください。
- ・施設の受入体制等の事情によっては、ご希望に沿った利用ができない場合があります。
- ・利用にあたっての詳細は、施設にお問い合わせください。